

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年1月29日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年2月13日から同年3月5日まで縦覧に供する。

平成21年2月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 針ノ木又地区	善通寺市農林部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 稲木石川地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 弘汐地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 原田宮地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 稲木西角1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 稲木西角2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 丸渕湧地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大麻岡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 生野原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 吉原大池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 伏見地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 金蔵寺中央地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 買田池地区	〃